

第 62 回 原子燃料管理検討会 議事録

1. 日 時：2024 年 7 月 22 日（月）13 時 30 分～15 時 00 分
2. 場 所：Web 会議
3. 出席者（敬称略，順不同）
 - 出席委員：北島主査(電力中央研究所)，野中副主査(東京電力 HD)，今井(北陸電力)，
江川(東芝エネルギーシステムズ)，香川(電源開発)，佐藤(三菱重工業)，鳥本(四国電力)，
鈴木(日本原子力発電)，高橋(東北電力)，早川(グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン)，
原田(中部電力)，兵頭(原子燃料工業)，福田(三菱重工業)，守屋(中国電力)，
安井(北海道電力)，安田(日立 GE ニュークリア・エナジー) (計 16 名)
 - 代理委員：松岡(関西電力，藤中副主査代理)，小柳(九州電力，松木委員代理) (計 2 名)
 - 欠席委員：なし (計 0 名)
 - 常時参加者：上山(三菱重工業)，木間(グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン)，
松田((株)原子力エンジニアリング)，安元(日本原子力発電) (計 4 名)
 - 説明者：菅間(東北電力) (計 1 名)
 - 事務局：原，梅津，田邊(日本電気協会) (計 2 名)

4. 配付資料

- 資料 62-1 第 61 回 原子燃料管理検討会 議事録（案）
- 資料 62-2 原子力発電所における炉心管理指針（案）
- 資料 62-3 分科会中間報告コメント対応表(20240719 時点)
- 資料 62-4 炉心管理指針策定スケジュール（案）

参考資料-1 原子燃料管理検討会 委員名簿

参考資料-3 規格制改定時に対象とした国内外の最新知見とその反映状況（案）

5. 議 事

会議に先立ち事務局より，本会議にて，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触する行為を行わないことを確認の後，北島主査による開催の挨拶があり，その後議事が進められた。

(1) 代理者承認，会議定足数確認，オブザーバ等承認，配布資料の確認

事務局より，代理出席者 2 名の紹介があり，分科会規約第 13 条（検討会）第 7 項に基づき，主査の承認を得た。確認時点で代理出席者も含め，出席委員数は 16 名で，分科会規約第 13 条（検討会）第 15 項の決議条件である委員総数の 3 分の 2 以上の出席を満たしていることを確認した。その後説明者 1 名の紹介があった。

(2) 前回議事録（案）の確認

事務局より、資料 62-1 に基づき、前回議事録（案）の紹介があり、正式議事録として承認された。

(3) 「原子力発電所における炉心管理指針」の規格案について

資料 62-2, 3 に基づき、規格案の原子燃料分科会中間報告時に出されたコメントに対する対応案について、BWR 関連は野中副主査、江川委員、PWR 関連は島本委員から説明があった。

主なご意見・コメントは下記のとおり。

- ・説明の中で、「中間報告時コメントとは関係無く内容を修正した部分がある」という発言があった。原子燃料分科会での議題は中間報告時のコメントへの対応なので、コメントリストを使って報告することになると思うが、コメントと関係のない修正部分はどのように説明をするのか。

コメントリストをメインで進めていき、最後にそれ以外に修正しているところがあると簡単に紹介したい。

拝承。

- ・資料 62-3 の No.156 のコメントについての質問。取安設計において B10 は天然存在比で実施している、その理由は、測定して確認している、運転サイクル初期に入れ替える等の運用を行っているため、ほぼ天然存在比に近くなっているため現存の効果は無視できるということなのか。

その通りである。

「コメント対応方針」欄の文章で RCS, BAT など英語の略語だけを使うとイメージがつかみにくいので、略語に説明を加える等分かり易くするために工夫した方が良い。

拝承。

- ・資料 62-2 の指針案の 181 ページで「計算プログラムが適切であることの確認及びインストールされた」とあるが、「インストール」は不要で、「確認及び計算機のメンテナンス」だけなのではと考える。

計算プログラムが入っている計算機という意味で「インストール」を記載した。内容を確認して必要があれば修正したい。

今の記載の部分であるが、主語が記載されていない。主語が無い場合には上位の JEAC4001 と同じ想定「電力事業者が主語」と必然的になる。当該部分は内容を見るとメーカーの仕事であるため、主語がメーカーとなると思うが如何か。

メーカーに仕事を委託する場合でも最終確認は電力事業者で行うため、そういう意味で電力事業者が主語で問題ないと思う。

- ・今回の検討会での意見を反映して分科会報告用に修正するということであるが、その前に各検討会委員に確認することは可能か。

分科会資料を事前に提出した後、検討会委員から意見があれば修正することは、差し替え等も含めて可能と考える。

- ・少なくともコメント反映表については、7月中に各検討会委員の意見を頂けるようにしたい。

(4) その他

- ・ 次回の開催は、9月中旬で日時調整する。

以 上